

社会福祉法人はまなす厚生会
介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の情報公開について

1. 加算取得情報

	特養	短期入所	通所介護	訪問介護
介護職員処遇改善加算	加算 1	加算 1	加算 1	加算 1
介護職員等特定処遇改善	加算 1	加算 2	加算 2	加算 1

2. 職員の処遇改善について

(1) 介護職員処遇改善加算

常勤・非常勤にかかわらず、全介護職員に対して毎年3月15日に12ヶ月分を手当として支給しています。また、介護職員以外の職員についても法人の持ち出しで支給し、全職員の賃金底上げを図っています。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

常勤・非常勤にかかわらず対象全職員に対して毎年3月15日に12ヶ月分を手当として支給しています。「技能・経験のある介護職員」となるグループAの職員は「当法人に在籍10年の介護福祉士」として多くの職員が対象となるように設定しております。グループBの介護職員はA以外の介護職員、グループCは介護職員以外の職員しておりますが、介護職員処遇改善と同様に対象外の職員にも法人の持ち出しで支給し賃金底上げを図っています。

3. 職場環境要件

(1) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

当法人に働きながら看護師や介護福祉士を目指す職員の就学等に、その職員の状況に合わせた職場環境を提供しております。また、介護支援専門員の研修に関しても、環境や金銭的支援を行っています。

(2) 腰痛を含む心身の健康管理

介護職員の身体の負担軽減のため「介護ロボット」(リショーネ)を導入しています。

(3) 生産性向上のための業務改善の取り組み

タブレット端末(ipad 7台)と介護支援ソフト(ケアパレット)を導入して、業務量の軽減を図っています。

令和4年3月
以上